

益田市橋梁長寿命化修繕計画（市道橋梁）

益田市公共施設等総合管理計画に基づく
個別施設計画【橋りょう（市道）】

平成29年3月
益田市（建設部土木課）

1. はじめに

(1) 本計画の位置づけ

公共施設の長寿命化を図るため、国において平成25年11月29日に「インフラ長寿命化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定されました。

本市では、この基本計画に基づく「インフラ長寿命化計画」として、平成28年12月に「公共施設等総合管理計画（以下「行動計画」という。）」を策定しました。

本計画は、長寿命化計画に基づき、道路橋における定期点検及び修繕の具体的な対応方針を定めたものであり、行動計画に基づく個別施設計画として位置付けます。

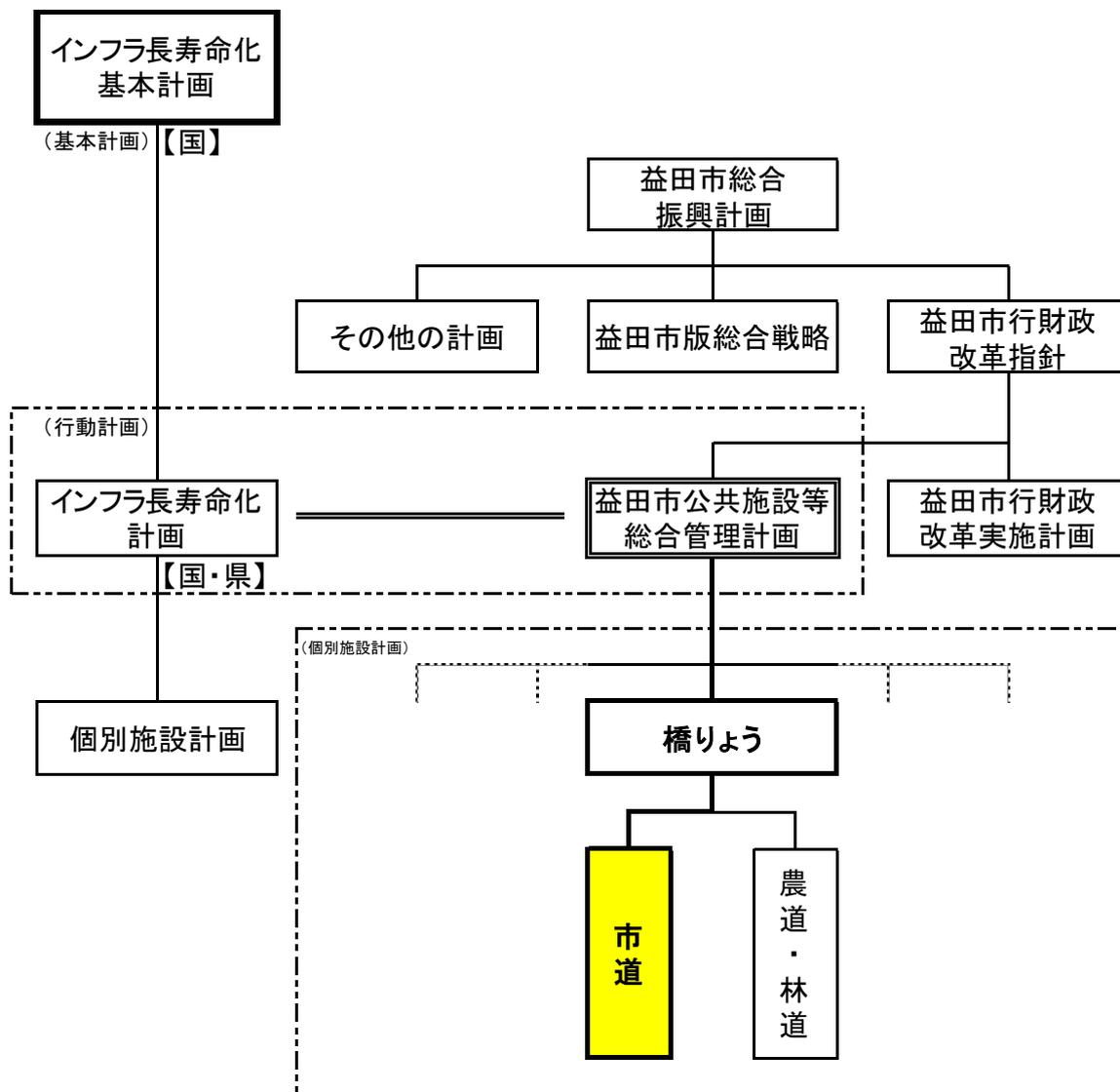


図1-1 インフラ長寿命化計画体系図

①対象施設

本計画の対象とする施設は、益田市が管理する道路法第2条第1項に規定する道路における橋長2.0m以上の橋（以下「道路橋」という）とします。

②計画期間

本計画の期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

ただし、道路橋の状態は経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとします。

2. 施設の現状

(1) 益田市内の橋梁数

益田市では、平成29年2月1日現在、658橋の道路橋を管理しています。

表2-1 益田市が管理する道路橋梁数（H29.2.1現在）

事務所	管理区域	橋梁別	管理橋梁数	
				うち計画対象橋梁数
土木課	旧益田市	15m未満	347	347
		15m以上	86	86
		小計	433	433
美都総合支所 建設課	旧美都町	15m未満	75	75
		15m以上	27	27
		小計	102	102
匹見総合支所 建設課	旧匹見町	15m未満	84	84
		15m以上	39	39
		小計	123	123
計		15m未満	506	506
		15m以上	152	152
		小計	658	658

(2) 対象橋梁の橋齢構成

益田市が管理する道路橋658橋のうち、建設後50年を超過する道路橋の占める割合は15.37%ですが、20年後には86.15%となり、急速に道路橋の高齢化が進行します。

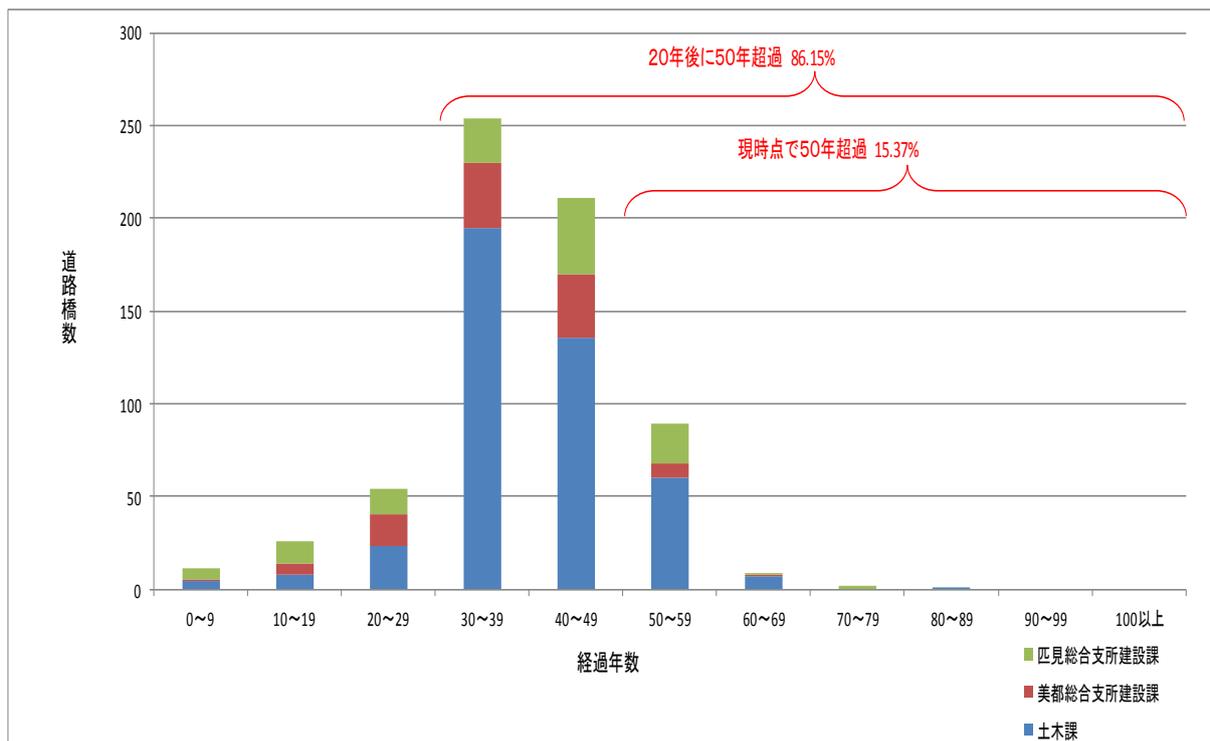


図 2 - 1 経過年数別橋梁数

3. メンテナンスサイクルの基本的な考え方

道路橋の老朽化対策を確実に進めるため、点検→診断→措置→記録→（次回点検）のメンテナンスサイクルを構築します。

(1) 定期点検

1) 点検の頻度

定期点検は 5 年に 1 回の頻度で実施することを基本とします。

2) 点検の方法

定期点検は、近接目視により行うことを基本とし、全ての部材に近接して部材の状態を評価します。

近接目視とは肉眼により部材の変状等の状態を把握し、評価が行える距離まで接近して目視を行うことと定義します。

また、必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査技術などを行います。

点検時にうき・はく離等があった場合は、道路利用者及び第三者被害が予測される橋梁においては、事故防止の観点から応急的に措置を実施した上で判定を行います。

(2) 診断

定期点検では、部材単位及び道路橋毎の「健全性の診断」を行います。

健全性の診断は「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の4段階の区分で行います。

健全性の診断にあたっては、益田市道路構造物・道路附属物健全度判定委員会規程（平成27年3月30日 益田市訓令第5号）に基づく道路構造物・道路附属物健全度判定委員会（以下「健全度判定会」という。）を実施し、診断結果にバラツキが生じないようにします。

1) 部材単位の健全性の診断

部材単位の健全性の診断は、表3-1の判定区分により行うことを基本とします。

表3-1 部材単位の健全度判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が出ていない状態
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

2) 道路橋毎の健全性の診断

道路橋毎の健全性の診断は、表3-2の判定区分により行います。

道路橋単位の診断は、部材単位の健全性の診断結果を踏まえて、橋梁の主要な構造に着目し、道路橋毎で総合的に判断します。

表3-2 道路橋の健全度判定区分

区分		状態
Ⅰ	健全	道路橋の機能に支障が出ていない状態
Ⅱ	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

(3) 措置

診断結果に基づき、道路橋の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じます。

(4) 記録

定期点検及び健全性の診断の結果、並びに措置の内容等を記録し、当該道路橋が利用されている期間中はこれを保存します。

4. 老朽化対策の実施

(1) 対策の優先度評価

益田市が管理する道路橋には、その規模、利用形態及び道路ネットワークの位置づけ等から多種多様な橋梁があります。

一方限られた予算でこれらを同レベルで管理していくことは困難であり、どの道路橋の修繕を優先的に行うか評価する必要があります。

対策の優先度評価は、道路橋の管理区分（表4-1）、健全度、規模や利用形態等により行います。

点検・補修により健全度を変更した場合には、優先順位の見直しを行います。

表4-1 道路橋の区分

グループ	内容
1	・第三者被害を及ぼす可能性のある橋梁（跨道橋、跨線橋、渡海橋）
2	・緊急輸送道路（第1次～第3次） ・特殊橋梁（吊橋等）、長大橋（橋長100m以上）
3	・周辺に適切な迂回路がない橋梁 ・当該橋梁が通行止めになると孤立集落が発生する橋梁 ・塩害影響地域（海岸線から200m以内）
4	・グループ1～3以外で、橋長10m以上のコンクリート橋 ・グループ1～3以外の鋼橋
5	・グループ1～3以外で小規模橋（橋長10m未満） ・グループ1以外で、自転車道、歩道橋、側道橋

対策の優先度の考え方は原則以下のとおりとします。

①定期点検の結果、健全度が低い順。

- ②健全度が同じ場合はグループ順。
- ③グループが同じ場合は、道路橋の規模や利用形態及び橋下の利用状況等の総合的判断により社会的な影響が大きい順。

(2) 管理目標

管理目標は道路橋の管理区分毎に設定し、それに基づいて処置・対策（経過観察、予防保全対策、事後保全対策、大規模補強対策）を講じることとしますが、当面は健全度Ⅳの対策を最優先で行い、また予算状況を勘案しながら健全度Ⅲの解消について早期に措置を講じることとします。

健全度Ⅲへの対策が一段落した段階で、健全度Ⅱの予防保全段階での管理を目指します。

健全度Ⅳの場合には、発見後ただちに通行止め等の緊急対応を行い、その後、修繕・架け替え等の措置を講じます。

なお、利用度や利用形態、道路ネットワークの位置づけ等により、道路橋の撤去・集約についても検討することとします。

(3) 道路橋修繕方針

- 1) 点検、診断結果に基づく判定区分に応じて対策を講じます。
- 2) 緊急対応の必要がある道路橋（健全度Ⅳ）は、変状確認後、直ちに通行規制並びに応急対策を行ったうえで、本対策を実施します。
- 3) 早期に措置を講じる必要のある道路橋（健全度Ⅲ）は、管理レベルに応じ優先順位をつけて本対策を行います。
- 4) 対策方法は変状の状況を十分に把握し、その範囲・規模については、対策を満足する範囲で経済性を考慮し、構造変更も含めて決定します。

表 4 - 2 本対策の代表例

部材	損傷例	本対策の代表例
鋼部材	腐食	再塗装工
	破断	当て板補強工
コンクリート部材	鉄筋露出	断面修復工
	ひび割れ	表面被覆工 ひび割れ補修工（注入工、充填工）

支承	機能障害	支承取替工
	機能障害、腐食	支承塗替工
橋面	床版ひび割れ	ひび割れ注入工 橋面防水工
	路面の凹凸	舗装打換工
伸縮装置	漏水、破損	伸縮装置取替工
その他	洗掘	河床根固工

(4) 主な対策内容

1) 当て板補強工

激しい腐食による鋼部材の減厚が生じた箇所に対し、腐食箇所を取り囲むようにあて板（添接版）を施すことにより鋼部材を補修する工法です。

2) ひび割れ補修工

ひび割れ部分にエポキシ樹脂材、ポリマーセメントなどの補修材料を深部まで注入し、ひび割れ部を塞ぐ工法です。

ひび割れを塞ぐことにより、劣化因子（水分、塩化物など）の侵入を防止し、コンクリートの耐久性を向上することができます。

3) 断面修復工

欠損した断面を下地処理後、コテ、ヘラなどによって断面修復材を塗り込んで断面を修復する工法です。

断面修復材料は、ポリマーセメントモルタルなどが用いられます。

大規模な断面欠損箇所に対しては、吹付工法を採用することもあります。

(5) 対策費用

個々の道路橋の健全度や管理レベルを考慮した効率的な措置を行います。

前述の「(3) 道路橋修繕方針」に基づいた対策を行い、予算の平準化に配慮して各年度の対策費用を決定します。